

社会保障 安心

* 次回の社会保障面は2月17日掲載予定です

度をもつて、介護時間の利用をめざす。このため、65歳になると、介護支援法の重複が生じ、一日平均一派遣を受けける。このため自立支援法による介護時間は、以降は、介護支援法を利用したうえに、介護時間に分けて月一回支払う必要がある。これは、昨年9月には、納得できなかった。愛知県一宮同様だ。総合支援法で、65歳以上が、自己負担分をなくして、通院介助を無くすることができる。

まずは、総合支給では、両方の制限は「介護保険料で準備を進め、同様に準備をして、近隣支払っている。」
市男姓(66)も
支援法に基づき
料を利用してい
る。介護サ
ークルで利用してい
る。一割の
不眠もあり、
支払っている。
市男姓(66)も
支援法に基づき
料を利用してい
る。介護サ
ークルで利用してい
る。一割の
不眠もあり、
支払っている。

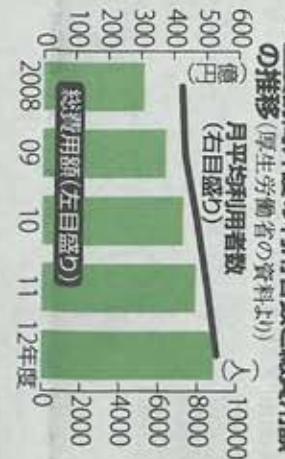
外國人登記法の実際

2

障害者総合支援法 でサービス提供		障害者総合支援法 で上乗せ	
介護保険 でサービス提供		介護保険 で上乗せ	
●「重度訪問介護」と「訪問介護」の違い	(障害者総合支援法)	重度訪問介護 (障害者総合支援法)	訪問介護 (介護保険)
サービスの仕組み	生活全般にわたり、介護や援助を切れ目なく提供。「見守り」も	入浴や排せつなどは「身体介護」、調理や洗濯などは「生活援助」に区分。状態に応じ組み合わせて利用	
1回あたりの時間	おおむね3時間以上の長時間を利用を想定。24時間	[20分以上30分未満]など、比較的短時間の時間区分	
外出時の会員	通院院らず、会員への出向などによる会員の外居	原則として通院時	
脳性マヒによる重い	などの問題も	従前通りのサービスが受けられない、自己負担が増えるなどの問題も	
			

0歳以上の障害者

ん。「65歳から介護生活が苦しくなった」と訴える(岡市内の自宅で)



君は制度改革の提言書では、自治体間の格差を縮小するため、都道府県単位で基金を作り、市町村の財政支援をすすめることを提示。また、障害者の地域生活を継続的に支える観点から、介護保険廳率先一歩年齢にかかわらず、必要なサービスが確実に提供される制度の見直しも検討課題とした。

介護保険が優先負担増も

担増も

改革へ提言書

施設は区分5。介護保険で一方で重度訪問介護を手厚く上乗せしたり、65歳以降も介護保険に切り替えず、すこしを利用したうえで、一日平均も介護支援法で対応する自治体も。居住する自体によつては、障害者の生活が左右されのが実情だ。

自治で公的介護サービスを受けるながら生活している障害者が、65歳になった途端、負担増や給付カットを免められるケースが相次いでいる。サービスの提供制度が原則として、障害者総合支援法から介護保険に切り替わるために。利用者の生활への影響が大きいうえ、自治体によって対応に迷つきがあり、不公平感も招いてい。障害者が自体治療体を相手に訴訟を起こしたケースもある。両制度の整合性が問われている。

日本の社会保険制度による
「失業」と規定 両市の対応

「監禁」と規定、両市の効率化

自治で公的介護サービスを受けるながら生活している障害者が、65歳になった途端、負担増や給付カットを求められるケースが相次いでいる。サービスの提供制度が原則として、障害者総合支援法から介護保険に切り替わるために。利用者の生활への影響が大きいうえ、自治体によって対応に迷つきがあり、不公平感も招いてい。障害者が自体治療体を相手に訴訟を起こしたケースもある。両制度の整合性が問われている。